

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 7 日

那覇市指定障害児通所支援事業者 様

那覇市福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

障害児通所支援に関する Q&A について(一部追記)

日頃より本市福祉行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 8 月 24 日付け事務連絡「障害通所支援に関する Q&A について」を以下の通り追記しましたのでお知らせ致します。ご確認頂きますようお願い致します。

【追記箇所】

専門的支援加算 問 I

【追記事項】

(旧)

「 専門的支援加算」

(新)

「 専門的支援加算(児童指導員等加配加算にあたっては、厚生労働大臣が定める基準(平
24 厚労告 270・第 1 号)のうち、イに該当する者)」

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市障がい福祉課事業所指定グループ

電話 098-862-3275

FAX 098-862-0621

障害児通所支援事業所に関する Q&A

専門的支援加算（児童指導員等加配加算にあたっては、厚生労働大臣が定める基準（平 24 厚労告 270・第 1 号）のうち、イに該当する者）

問 1

心理指導担当職員を配置することにより加算を算定する場合について。

（答）

心理指導担当職員については、

- ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、
- ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

とあり、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A 問 63 において、人材確保の観点も考慮し、公認心理士などの資格を有する者に限定しないこと、としております。

本市においては、専門的な支援の強化という観点から上記②の要件については、公認心理士、臨床心理士、臨床発達心理士の資格を有する者、若しくは 5 年以上個人及び集団心理療法に関する業務に従事していた者、とします。（5年については、在職期間の合計が 5 年以上であって、従事日数の合計が 900 日以上とします。）

専門的支援加算

問 2

留意事項（令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 3 号）によると、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないとあるが、対象児童をどのように解釈するのか。

（答）

個別支援計画に専門的な支援が必要と記載のある児童についてのみ算定可とします。算定にあたっては、個別支援計画の提出は不要ですが、支援内容確認のため提出を求める場合があります。

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算

問 3

児童指導員等加配加算・専門的支援加算算定対象職員が保育所等訪問支援員を兼務することについて。児童発達支援・放課後等デイサービスと保育所等訪問支援のサービス提供時間が重なる場合、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算の算定可能か。

(答)

多機能型事業所において、児童発達支援・放課後等デイサービスのサービス提供時間外に加算算定職員が保育所等訪問支援を行うことは可能です。しかしながら、訪問支援員の置くべき員数に基準上常勤換算の考え方がないため、当該職員一人で保育所等訪問支援従事時間も含めて常勤換算 1.0 人として加算を算定することは認められず、他の職員と合わせて児童発達支援・放課後等デイサービス提供時間に常勤換算 1.0 人の配置可能であれば算定可とします。

問 4

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算算定対象職員の有給休暇等の取扱いについて。

(答)

常勤職員をもって加算の算定を行っている場合、暦月で 1 ヶ月を超えない有給休暇であれば算定可能とします。(H19.12.19 障害福祉サービスに係る Q&A 参照。) 非常勤職員で算定している場合は、当該日については常勤換算に含めることはできず、他の職員で補うことができれば、その月は算定不可としております。